## 新潟県条例第38号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年新潟県条例第83号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(法第10条第1項に規定する条例で定める法人)	(法第10条第1項に規定する条例で定める法人)
第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める株	第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める株
式会社(以下「特定法人」という。)は、次に掲げ	式会社(以下「特定法人」という。)は、次に掲げ
るものとする。	るものとする。
(1) <u>えちごトキめき鉄道株式会社</u>	(1) 新潟県並行在来線株式会社
(2)・(3) (略)	(2) • (3) (略)

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。